

河合町女性職員の活躍の推進に
関する特定事業主行動計画

平成28年3月

河合町役場

河合町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

河合町長

河合町議会議長

河合町教育委員会

河合町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、河合町長、河合町議会議長及び河合町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

河合町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、取組及び実施時期

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を一層推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成に向けて取り組みを行う。

なお、この目標及び取り組みは、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

① 女性管理職員の登用

現在、管理的地位にある一般事務職員に占める女性職員の割合は、0%の状況であるため、本計画期間内において5%以上の女性管理職員の登用を目指す。また、将来指導的地位を担うことが期待される係長・課長補佐級の各役職段階における人材確保を念頭に置いた人材育成を実施し、能力・意欲向上のための研修に積極的に参加させ、意識改革とキャリア形成支援に努める。

② 職員採用関係

新規採用者の女性割合は、過去5年間で31.8%、受験者に占める割合は、24.6%であり、今後5年間においても採用情報をホームページや広報誌を活用し幅広く周知し、女性の採用試験の受験割合及び採用割合について平均30%以上を維持する。

③ 育児参加及び仕事と家庭の両立

現在、女性職員の育児休業取得割合は100%に対し、男性職員の取得割合は0%の状況である。出産を控えている全ての職員に対し、各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進等に関する助言を行い、本計画期間中に男性職員の配偶者出産休暇取得率80%以上、育児参加のための休暇取得率を20%以上とする。

また、年次有給休暇の平均年間取得日数10日を維持し、各種休暇の取得促進などの取り組みを行い、ワークライフバランスの推進に資するよう効率的な業務運営を行う。